

2016年4月18日

東京都教育委員会 教育長 中井敬三 殿

「ひのきみ全国ネット」 首都圏

連絡代表： 永井栄俊

連絡先：090-7015-3344

**卒業式での「君が代」斉唱に関する職務命令違反を理由にした処分に強く抗議し、5月11日の「再発防止研修」中止を求める要請**

「卒業式」での処分を強行する貴委員会の暴挙に強く抗議するとともに、5月11日に予定されている都立石神井特別支援学校教員・田中聡史さんへの「再発防止研修」の中止を強く要請する。

2003年の「10、23通達」以降、都教委は「日の丸・君が代」を強制する「通達」を発出して教職員に対しする処分を乱発してきた。その累計は、今年の被処分者（4人）を含めて478人にまで達している。一通の「通達」によるこの大量処分者数は戦後教育史の中でも異例の暴挙であると言わなければならない。そして、この「通達」以降、東京都教育現場はゆがめられ、管理と統制の教育現場になっている。教職員の長時間労働は、OECDの発表をまつまでもなく世界でも最悪の状況になっているのである。これらの全てが、「10・23通達」以降、貴委員会が実施してきた教育行政は異常な状況である。

「10・23通達」とそれに伴う職務命令は、2012年1月16日の最高裁判決によって減給以上の処分を違法と判示した。ところが今回の田中聡さんは「減給1/10、1月」の処分であり、違法な違法な処分と言うべきである。そして、個人の人権を侵害する再発防止研修は、憲法19条で禁止されている思想改造の強要禁止だけでなく奴隷的拘束の禁止にあたる憲法15条にも反すると言わねばアンラ内。憲法違反の再発防止研修の中止を強く要請するものである。教育現場における教育は国家にその根拠があるのではなく国民の信託によるものである。

日本国憲法に定められた民主主義と人権の教育を遵守し、都民に開かれた教育を推進することを求めるものである。

以上